

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第 1 適切な利用者の支援の確保	施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するように配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。
1 利用者支援の充実	(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。 〔障害者支援施設〕 ア 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して、策定されているか。 また、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。 イ アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力について丁寧に把握しているか。 ウ 個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 エ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 オ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。 〔障害児入所施設〕 ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、障害児及び保護者の意向に配慮して策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 障害児の支援に関する記録等は整備されているか。 〔共通〕 (2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するように努められているか。 ア 必要な栄養所要量（栄養のバランス、食品構成等）が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 利用者の心身の状態（咀嚼能力、健康状態）に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。（特に夕食時間は17時以降となっているか。） オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（－20度で冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は、採用時と毎月1回以上実施されているか。 ク 検食は、適切な時間に行われているか。（原則として食事前となっているか。）

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	また、施設長以下各職種の職員により実施されているか。 ケ 食事は適温で食べられるよう配慮がなされているか。 コ 県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めているか。 サ 地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めているか。 (3) 適切な入浴等の確保がなされているか。 利用者の入浴又は清拭は、適切な方法により行われているか。 特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。 (4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (5) 衛生的な被服及び寝具等が確保されるよう努めているか。 (6) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 特に、新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ サービスの種類、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医、看護師等が置かれているか（必要な日数、時間が確保されているか。）。 (7) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。 (8) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (10) 実施機関や地域の関係機関との連携が図られているか。 (11) 利用者に係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。 (12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。 〔障害者支援施設〕 (13) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 《障害者支援施設等固有の利用者支援》 〔共通〕 (1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 (2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	〔障害児入所施設〕 (3) 障害児入所施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。 ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組みがなされているか。 イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。 ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。 エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。 オ おこづかい等の使途について、適切な指導が行われているか。 カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など） キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予、免除者に対する指導など）
2 利用者の生活環境等の確保	〔共通〕 施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障がいに応じて配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 エ 各居室、便所等必要な場所にカーテンが設置され、利用者のプライバシーが守れるよう配慮がなされているか。 オ 各居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動しているか。
3 自立、自活等への支援援助	〔共通〕 利用者個々の状況等を配慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。 (1) 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。 (2) 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 (3) 就労継続支援B型の提供にあたり、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。 (4) 就労移行支援の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保しているか。 (5) 就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先の確保に努めているか。 (6) 就労支援移行又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 (7) 就労移行支援の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 (8) 就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第 2 社会福祉施設 運営の適正実施の 確保 1 施設の適正な運営 管理	害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 〔障害児入所施設〕 (9) 障害児入所施設については、学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職 業指導が行われているか。 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な 運営を行うよう努めているか。 〔共通〕 (1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用が なされているか。 (3) 職員、設備、会計及び利用者の処遇に関する書類等施設運営に必要な帳簿は整備 されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないよう な体制がとられているか。 ウ 施設長は、暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者で はないか。 (7) 施設整備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (8) 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲 げる措置を講じているか。 ア 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検 討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、そ の結果について、職員に周知徹底を図り、電磁的記録等を行っているか。 イ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整 備しているか。 ウ 当該施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施して いるか。 〔障害者支援施設〕 (9) 地域との連携等について、次に掲げる措置を講じているか。 ① 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又は その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 ② 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の 代表者、施設所外福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等 により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用可能。以下「地域連携推進会 議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、 事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設 けているか。

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	③ ②のほかおおむね 1 年に 1 回以上地域連携推進会議の構成員が当該施設を見学する機会を設けているか。 ④ ②の報告、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しているか。 ⑤ ②から④の規定は障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用していないか。 (10) 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（地域移行等意向確認等）を適切に行っているか。 ① 地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。 ② ①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告し、施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告しているか。 ③ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。 〔共有〕 (11) 協力医療機関等について、次に掲げる措置を講じているか。 ① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ② あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。 ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（以下「第 2 種協定指定医療機関」との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生等の対応を取り決めるよう努めているか。 ④ 協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っているか。 (12) 入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めているか。 (13) セクシュアル・ハラスメント等の防止に対する取組みは適切か。 〔障害児入所施設〕 (14) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか（当該施設へ支弁される障害児施設措置費相当額に限る）。 ア 次の条件が満たされたうえで、運営費の弾力運用が行われているか。 a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。 b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。 c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。 ・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。 ・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表 また、c の要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
	経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日障障発第 0312002 号等) 通知の(問 5)に照らし妥当か。 イ 運用収入の本部経理区分(拠点区分・サービス区分)への繰入額は妥当であるか。 ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。 また、使途及び使用計画は、実情に則したものであるか。 エ 前期未払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。また、前期未払資金残高の取崩しについて、上記弾力運用の要件のうち、アの c の要件を満たさない場合は、所轄庁への事前協議は行われているか。 オ 積立金の目的以外の使用について、所轄庁への事前協議が行われているか。 カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。 (15) 安全計画に基づき適切な措置が執り行われているか。 ア 児童の安全の確保を図るため、当該障害児入所施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ウ 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 (16) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。
2 外部評価等による施設障害福祉サービスの質の向上	〔共通〕 (1) 自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図っているか。 (2) 前項の評価の結果を公表するよう努めているか。 (3) その提供する施設障害福祉サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図るよう努めているか。
3 不祥事の未然防止対策の確立	〔共有〕 (1) 施設の資金を他に貸し付ける等、不適切な取扱いがなされていないか。 (2) 施設の資金がみだりに内部流用されていないか。 (3) 手形は振り出されていないか。また、不当に預金等を担保に資金の借入れが行われていないか。 (4) 架空職員の配置等により、給与費等の水増し請求は行われていないか。 (5) 給与は、適正に支給されているか(職員の勤務実態は、出勤簿、給与台帳、源泉徴収票等の関係書類と一致しているか。)
4 防災対策の充実強化	〔共通〕 (1) 防災対策について、その充実強化に努めているか。

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
5 業務継続計画の策定等 第3 適切な職員処遇	ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期点検が行われているか。 イ 非常災害時の際の連絡、避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。また、非常食等、予想される物資の把握並びに平常時からの相互支援関係にある施設、近隣の施設及び地域住民等との協力体制について、検討されているか。 ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。 エ 非常災害対策計画には以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に火災が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか。 【具体的な項目例】 ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等） ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・ 避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等） ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・ 関係機関との連携体制 オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。また、障害児入所施設においては、消火訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。 キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 （2）非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めているか。 【共通】 （1）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。また、定期的に計画の見直しを実施し、必要に応じて計画を変更しているか。 【共通】

障害者支援施設等に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
の確保 1 適切な給与水準の確保	(1) 給与規程は適正に整備、運用されているか また、初任給格付け基準表、前歴換算表及び標準職務表が整備され、給与格付け、昇格、昇給、諸手当等は、諸規定に基づき適正支給されているか。 (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 (3) 幹部以外の職員の給与が、他の同種の施設の給与水準に比較して著しく低額に設定されていないか。 (4) 非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等は、適正に行われているか。
2 労働時間の短縮等労働条件の改善	〔共通〕 (1) 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。(就業規則の作成・届出の状況、36条・24条等の労使協定締結の状況、給与規程の法定条項の適否、就業規則・給与規程の職員への周知等) (2) 週40時間の労働時間が守られているか。 (3) 年次有給休暇、夜勤、宿日直等は、適切に取り扱われているか。 (4) 介護休暇、育児休業、産休等は、適切に取り扱われているか。 (5) 健康保険、厚生年金、労働保険(雇用・労災)及び社会福祉施設退職手当共済制度へ加入しているか(非常勤職員で資格を有する者ももれなく加入しているか)。 (6) 職員の健康診断は適正に行われているか。特に、夜間勤務を行う職員について、採用時や6か月毎に1回行っているか。
3 職員研修等資質向上対策の推進	〔共通〕 (1) 職員に対する研修(内部、外部、新任研修等)は、計画的に行われているか。 また、参加者に偏りがいないか。 (2) 研修内容が、職員会議等において他の職員へ周知、紹介されているか。 また、研修記録は整備されているか。